

# 小田原市市税条例施行規則の一部改正の素案について 意見を募集します

このたび、原動機付自転車の標識にデザインを用いるための小田原市市税条例施行規則の改正素案がまとまりましたので、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

## 1 意見提出方法

(1) 意見記入用紙（別紙様式）により、意見提出期間内に次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市市税総務課税制係あて

イ ファックスを利用する場合

FAX番号：0465-33-1349 小田原市市税総務課税制係あて

ウ 直接持参する場合

小田原市役所 2階 市税総務課 ※午前8時30分～午後5時15分まで（土・日曜日、祝日は除く。）

(2) 市ホームページ上の投稿フォームを利用する場合、意見記入用紙は不要です。

次の手順により投稿してください。

市ホームページのトップページ中央「市政へのご意見・ご提案」のバナー

⇒「パブリックコメント」

⇒「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒「小田原市市税条例施行規則の一部改正の素案」内の意見投稿フォーム

## 2 意見提出期間

令和3年11月15日（月）から令和3年12月14日（火）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

## 3 留意事項

- ・提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- ・意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承ください。
- ・提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

## 4 問い合わせ先

小田原市市税総務課税制係

電話：0465-33-1342 FAX：0465-33-1349